



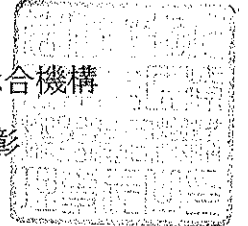
薬機発第 0329003 号

平成18年3月29日

各都道府県 薬務主管部（局）長 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

理事長 宮島 彰



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う新医薬品、新一般用医薬品
に関する事前面談への「テレビ会議システム」の導入について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う新医薬品、新一般用医薬品に関する事前面談の実施については、平成16年4月1日付薬機発第14号機構理事長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施について」（以下「通知」という。）の（別添3）「新医薬品、新一般用医薬品、医療機器・体外診断用医薬品に関する事前面談実施要領」（以下「実施要領」という。）により行っているところです。

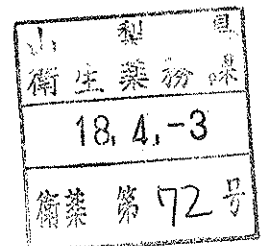
今般、遠隔地域の事前面談申込者の利便性を図るため、「テレビ会議システム」を利用した新医薬品、新一般用医薬品に関する事前面談を下記のとおり大阪医薬品協会において実施することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、同趣旨につきましては、別紙の関係団体の長あてに通知を発出しておりますので念のため申し添えます。

記

1. 実施場所について

新医薬品、新一般用医薬品に関する事前面談については、機構内の所定の場所で実施しているところですが、今般、それに加えて大阪医薬品協会（大阪市中央区伏



見町2丁目4番6号)において、機構と電話回線で接続した「テレビ会議システム」を利用した事前面談を実施します。

2. 対象範囲について

実施要領の「ア. 新医薬品、新一般用医薬品に関する対面助言の事前面談について」により既に行っている事前面談と同様とします。

3. 申込方法等について

大阪医薬品協会における「テレビ会議システム」を利用した新医薬品、新一般用医薬品に関する事前面談の申込方法等については、実施要領のア. により既に行っている事前面談と同様とします。

ただし、実施要領のア. の様式第11号による医薬品事前面談質問申込書の右上に、「大阪医薬品協会での事前面談希望」と記載してください。

4. 開始時期について

平成18年4月以降に申し込まれる事前面談から実施します。

連絡先：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査管理部審査企画課
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル6階
TEL 03-3506-9438 (ダイヤルイン)
FAX 03-3506-9443